

議案第94号

余戸地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年 9月 9日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成20年 1月 1日現在の地番による。)
大字片柴字ホケガナル	大字片柴字ホケガナルのうち1167の5、1213の3以外の区域
大字片柴字別所	大字片柴字別所のうち1286の5及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字余戸字深田56の6
大字余戸字切立	大字片柴字ホケガナル1167の5、1213の3 大字余戸字切立の全域 大字余戸字杉縄19から25まで及びこれらと一体をなす国有地並びに18、27の1から27の3までと一体をなす国有地の一部
大字余戸字百窪	大字余戸字百窪のうち9の8以外の区域
大字余戸字杉縄	大字余戸字杉縄のうち19から25まで及びこれらと一体をなす国有地並びに18、27の1から27の3までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字余戸字深田36の1、36の8、36の9、38の1、38の6
大字余戸字深田	大字片柴字別所1286の5及びこれと一体をなす国有地 大字余戸字百窪9の8 大字余戸字深田のうち36の1、36の8、36の9、38の1、38の6、56の6以外の区域

大字余戸字壺敷	大字余戸字壺敷のうち76の2、76の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字余戸字山崎106の3 大字余戸字イシュウ谷257、259、260と一体をなす国有地の一部
大字余戸字山崎	大字余戸字壺敷76の2、76の3及びこれらと一体をなす国有地 大字余戸字山崎のうち106の3以外の区域 大字余戸字イシュウ谷254の2、257と一体をなす国有地の一部
大字余戸字金ヶ森	大字余戸字金ヶ森の全域 大字余戸字文六谷176の2、176の3
大字余戸字文六谷	大字余戸字文六谷のうち176の2、176の3以外の区域
大字余戸字イシュウ谷	大字余戸字イシュウ谷のうち266及びこれと一体をなす国有地の一部並びに254の2、257、259から262までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字余戸字村通	大字余戸字イシュウ谷266及びこれと一体をなす国有地の一部並びに260から262までと一体をなす国有地の一部 大字余戸字村通のうち615の1、615の2、620以外の区域 大字余戸字割谷291の1、291の2 大字余戸字新宮473の2及びこれと一体をなす国有地
大字余戸字割谷	大字余戸字割谷のうち291の1、291の2以外の区域
大字余戸字中垣	大字余戸字中垣の全域 大字余戸字五反田627の2、629、630の2、631の2、633の2、634の2、636の2、637の2
大字余戸字五反田	大字余戸字村通620 大字余戸字五反田のうち621の2、627の2、629、630の2、631の2、633の2、634の2、636の2、637の2以外の区域
大字余戸字新宮	大字余戸字村通615の1、615の2 大字余戸字新宮のうち473の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字余戸字新崎534の2
大字余戸字新崎	大字余戸字五反田621の2 大字余戸字新崎のうち534の2以外の区域